立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程(全文掲載)

(目的)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学学則(以下「学則」という。)第32条の3 に規定する懲戒に関する手続きについて定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者とは、学部学生、大学院学生および学則第 38条に定める非正規生とする。

(懲戒の考え方)

- 第3条 懲戒は、学生が第5条にある懲戒の対象となる行為を行った場合、学校教育法および学校教育法施行規則にもとづき行うものである。
- 2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮にもとづいて行う。
- 3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第4条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

- 第5条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為(犯罪行為)
 - (2) 重大な交通法規違反
 - (3) ハラスメント行為
 - (4) 情報倫理に反する行為
 - (5) 学問的倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 立命館アジア太平洋大学教務規程第72条に定める試験等における不正行為
 - (8) その他学生の本分に反する行為
- 2 前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

(懲戒の種類と処分基準)

- 第6条 学則第32条の3第2項に定める懲戒は、次のとおりとする。
 - (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
 - (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。

- (3) 戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。
- 2 懲戒の処分基準は学生生活ハンドブックに定める。

(停学の期間)

第7条 停学の期間は、無期または1か月以上6か月以下の有期とする。

(厳重注意)

- 第8条 懲戒に相当しない場合でも、学生部長は、学生に厳重注意を行うことができる。
- 2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

- 第9条 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学生部長は、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。
- 2 前項の調査にあたり、学生部長は、事前に学生に対して要旨を口頭または文書で告知 し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情が ある場合は、この限りではない。

(懲戒の手続き)

第10条 学生部長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合、懲戒の 原案を作成し、学生委員会の議を経て、学長に上申する。

(懲戒の発効)

- 第11条 懲戒は、前条の手続きを経て、学長が行う。
- 2 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。 (学生への通告)

第12条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 通告は、発信をもって足りる。

(公示)

- 第13条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。
- 2 公示する事項は、所属する学部または研究科、回生、懲戒の種類、懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、1ヶ月とする。
- 4 特段の事情がある場合、学生委員会の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

- 第14条 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。
- 2 学生部長が、6か月を経過した後に、無期停学の解除が適当であると認めたときは、 その解除を発議する。
- 3 無期停学の解除は、学生委員会の議を経て、学長が行う。
- 4 無期停学解除の学生への通告は、文書で行う。

(懲戒に関する記録)

第15条 学部長または研究科長は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(異議申立て)

- 第16条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の通告日から7日以内にその懲戒に対する異議申立てを行うことができる。ただし、期間内に異議申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して7日以内に異議申立てを行うことができる。
- 2 異議申立てをしようとする学生は、異議申立書を学長に提出しなければならない。 (学生処分審査会議)
- 第17条 学長は、前条の異議申立てにもとづき学生処分審査会議を設置する。
- 2 学生処分審査会議は、学生委員会の委員である副学長以外の副学長のうち1名、学生 部長、教学部長、異議申立てを行った学生が所属する学部または研究科以外の学部長も しくは研究科長および事務局長で構成する。
- 3 学生処分審査会議の議長は、副学長とする。
- 4 学生処分審査会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 5 議長が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 6 学生処分審査会議は、学生から提出された異議申立書にもとづき審査を行う。
- 7 異議申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 8 学生処分審査会議は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、異議申立ての却下 を求める旨の勧告を学長に行う。
- 9 学生処分審査会議は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。
- 10 学長は、前2項の勧告を受けた場合、学生処分審査会議の審議内容を、異議申立てをした学生に通知する。

(再審議)

第18条 学長は、前条第9項の勧告を受けた場合、学生部長に再審議を求める。

2 前項の場合、学生部長は、学生委員会において再審議を行う。

(懲戒対象者の退学申し出の取扱い)

第19条 学長は、第9条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に 退学の申し出がある場合、懲戒が決定するまでこの申し出の審査を開始しない。

(停学期間中の指導)

第20条 学長は、教育的指導に必要と判断される場合、停学期間中の学生の施設利用および正課授業への参加等を認めることができる。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、学長が行う。

【大学からの重要なお知らせ】

立命館アジア太平洋大学では、日本の法令や本学等の規則に違反し、学生としての本分に反する行為をした者は、学生懲戒規程に基づいて、退学、停学等の処分を行います。 試験等の不正行為は、当該科目について不合格とする場合があります。また、処分を受けた者は、奨学金の取り消しを行う場合があります。

<例示>

- 1. 試験等の不正行為
- 2. 20歳未満の飲酒・喫煙、およびそれらに関わる迷惑行為
- 3. 暴力行為、ハラスメント
- 4. 無免許運転や飲酒運転、迷惑駐車を含む交通法規違反
- 5. 大麻や麻薬など、日本で定められる違法薬物の販売、密輸、所持、使用